

(続紙 1)

京都大学	博士 (法学)	氏名	川瀬 朗
論文題目	共通通商政策決定過程の中の欧州委員会：「長い80年代」の農業と鉄鋼を事例に		
<p>(論文内容の要旨)</p> <p>本論文は、欧州共同体 (EC、現欧州連合 (EU)) の共通通商政策の決定過程をめぐる、加盟国と、共同体の行政機構たる欧州委員会の相克を議論することを通して、欧州委員会の調整力の意義を検討することを目的とする。本論文の問いは、共通通商政策の決定過程において、なぜ欧州委員会は加盟国の中核的利益に関わる問題への態度を収斂させることができるのかである。国益を最優先する加盟国と、共同体全体の一般利益を追求する欧州委員会は、ともに共同体域内のアクターである一方、その共通通商政策の形成に係る選好が完全に一致しているわけではない。この際先行研究の知見では、加盟国の制度上の優位が強調されており、したがって、欧州委員会は域外交渉担当であるものの、能動的に共通通商政策の形成を実現することは至難の業である。</p> <p>この前提で本論文は、欧州委員会が共同体全体の一体性を重視しつつ共同体の一般利益を追求するために行う「企画型の調整」は、域外国の交渉態度が強硬化する時にその力を増し、共通通商政策収斂の成因となり得るということを主張する。つまり、共同体域内政治における単純な加盟国優位論に対して部分的修正を迫る。なお本論文における「企画型の調整」の定義は、加盟国がそれぞれの国益の追求を第一に行動することを前提とし、自身もそのイシューについて選好を持つ欧州委員会が、イシューに関する専門性と情報を用いて加盟国間を繋ぐ調整を行う様態である。</p> <p>序論では、本論文の問いと主張を提示した上で、論を展開する上での理論的視座と方法論的視座を明示し、本論文全体の見取り図を示す。本論文は、先行研究および先行理論の検討から演繹的に理論を導出しつつ、その実証のための事例研究を通して発見した知見も重視する。</p> <p>第1章では先行研究を整理する。加盟国と欧州委員会の相克は欧州統合論の中心的論点であり、古典的には新機能主義および政府間主義と呼称される「大理論」の論争が行われてきた。1990年代以降の統合研究は新制度論の議論を用いて共通通商政策など個別イシューの実証的分析に臨んだ。この新制度論による研究は、プリンシパル・エージェント (以下PA) 理論や3レベル・ゲーム分析を適用したものである。両研究とも手続き論に終始し、欧州委員会というアクターの視点、そしてその提案権が発揮される条件節という点については議論が進められてこなかったことを指摘する。</p> <p>第2章では、本論文の理論およびそこから導出される命題を提示し、次章以降でその命題を検証するための分析手法を示す。本論文における理論は、新制度論の中でも特にPA理論の枠組みを引き継ぎ、欧州委員会が政策決定過程において制度上は加盟国より劣</p>			

位にあることを前提とする。その上で、欧州委員会は、時に企画型の調整によって共同体としての政策位置を欧州委員会の理想点に近づけながら収斂させ得ることを示す。次章からこれらの命題を事例研究によって分析する。この際、域内の政治過程については113条委員会という、共通通商政策について加盟国代表と欧州委員会代表が討議を行う委員会の議事録を使用して実証分析を行う。

第3章では、「長い80年代」の前半、1985年初頭までの農業をめぐる米欧紛争について事例研究を行う。第2章で論じた理論をこの分析年代に適用することで作業仮説を導出し、過程追跡によってこれを実証する。この時期、共同体は農業共通政策による予算圧迫、通商関係においては農業不況という状況の中、本論の理論が前提とする各プレイヤーの状況が成立する。しかし、加盟国は、アメリカとの交渉を決着しなければならないという認識を共有していなかったため、委員会は企画型の調整力を発揮できず、共同体の政策形成は加盟国主導で展開されたことを示す。

第4章では、農業紛争が一応の決着に向かう「長い80年代」の後半の実証分析を行う。この時代に米欧農業紛争が解決に向かった背景として、ガットが主催するウルグアイ多角的通商交渉という新たな国際要因の存在が大きい。したがって、自由貿易志向の欧州委員会にとっては「追い風」が吹いたことによって、アメリカの交渉態度が強硬になった時に合わせて欧州委員会の企画型の調整力が向上し、欧州委員会主導での共通通商政策の形成が観察される。

第5章では、1979年から1982年までの鉄鋼貿易をめぐる加盟国と欧州委員会の相克を分析する。この期間、主要アクターたる日本、欧州共同体、アメリカの政治的均衡機能であるトリガー価格制度を維持するか否かという攻防が繰り広げられる。当該価格メカニズムの恩恵を受けていた共同体としてはこの維持を目指し、時に強硬化するアメリカと対峙する。この際、欧州委員会が企画型の調整を企図する様相は観察できたが、トリガー価格制度は終焉してしまい、単独主義に走る加盟国を抑制できないという企画型の調整の限界も観察する。

第6章では、前章で分析したトリガー価格制度終焉後の国際鉄鋼貿易秩序をめぐる展開を分析する。この期間、共同体の中では比較的効率的な鉄鋼産業を持つ西ドイツおよびオランダと、補助金頼りの傾向にあるフランス、ベルギー、イタリア、イギリスという加盟国間の選好の違いが顕著となっていた。このようなマルチ・プリンシパル構造におけるプリンシパル側の選好の分裂という、エージェントの裁量権拡大を導く状況を背景として、アメリカの交渉態度が強硬となる時、欧州委員会の企画型の調整は顕著に観察される。

終章では、以上の分析から得られた知見を整理し、加盟国視点に終始してしまっていた共通通商政策形成の過程について、欧州委員会の視点から理論化を行ったという本論の意義を述べる。その上で、欧州統合論に対する貢献と示唆を導く。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、欧州共同体（EC、現欧州連合（EU））の中核的な行政機関である欧州委員会が共同体の共通通商政策をどのように推進したのかを課題とする。当該課題を追究するうえで本論文は、欧州委員会が域外通商交渉を担当する権限を有するところに着眼し、同委員会が域外の大国である米国の影響力を梃子に企画型の調整力を発揮することによって、加盟国の通商政策を収斂させたと論じる。この欧州委員会の企画型調整力を検証するため、欧州統合の転換期であった 1980 年代における鉄鋼と農業の共通通商政策に焦点を当て、加盟国と欧州委員会の代表が共同体の経済政策全般について協議を行う 113 条委員会の議事録を資料として分析を進める。詳細な資料調査を実施した結果、両政策領域における欧州委員会の企画型調整力は 80 年代前半には十分に確認できなかったものの、後半になると徐々にその効果を発揮し、両政策領域の共通通商政策を深化させ、対外的にも関税及び貿易に関する一般協定（GATT）のウルグアイ多角的通商交渉の妥結にも貢献したことを示す。

上記のように論じる本論文は次の 3 点において優れていると評価できる。第一に、主権をもつ加盟国の利益が最優先されると論じる政府間主義論が席卷する既存の欧州統合研究に対して、その前提を覆すことなく、欧州委員会の企画型調整力をプリンシパル・エージェント理論と一次資料を用いて再検討した結果、見事にその効果を析出した点、第二に、分析対象とした農業と鉄鋼はほぼすべての加盟国にとって重要産業であるが、両産業の国際的競争力に差異があるところを利用して複眼的観点から仮説を検証した点、第三に、国際政治経済学の理論を欧州統合史研究に適用して理論と現代史研究を架橋した点である。

一方で、本論文に問題点がないわけではない。分析には、重要と思われる他の要因の影響が完全に制御されていないことが原因で、仮説の信頼性が十分に立証されていない懸念が残る。とりわけ、80年代の欧州共同体は、域内統合の鍵となった単一議定書の締結やマーストリヒト条約交渉の渦中にあつたため、加盟国が欧州委員会に対して特段に協力的であつた可能性は否めない。また、政策収斂、統合、一般利益という本論文を構成する諸概念の間に十分な一貫性があるのか疑義がある。ただし、これらの問題点は、欧州統合研究に対する本論文の貢献からすれば、その価値を些かも貶めるものではない。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいものであり、かつ、学界の発展に資するところが大きく、特に優れた研究であると認められる。また、令和 6 年 1 月 24 日に調査委員 3 名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果合格と認めた。なお、本論文は、京都大学学位規程第 14 条第 2 項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： 年 月 日以降